

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	予防接種事務基礎項目評価書 ※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、予防接種事務(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に限る。)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務※予防接種法第6条に規定される臨時接種(新型コロナウイルスワクチン)
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法第19条第3号(本人からの提供) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第二16の2項、16の3項(情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新型コロナウイルスワクチン接種担当・医療健診課
②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長・医療健診課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新型コロナウイルスワクチン接種担当 神奈川県大和市鶴間1-31-7 046-260-0900

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		以下を追記 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月3日	評価書名	※予防接種法第6条に規定される臨時接種(新型コロナウイルスワクチン)	※予防接種法附則第7条1項に規定される新型コロナウイルス感染症に係る予防接種	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		以下を追記 ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項	事前	
令和4年4月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		以下を追記 ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二16の2項、3項(情報提供)	事前	
令和5年4月21日	表紙 評価書名	予防接種事務基礎項目評価書 ※予防接種法附則第7条第1項に規定される新型コロナウイルス感染症に係る予防接種	予防接種事務基礎項目評価書 ※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種		
令和5年4月21日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本市は、予防接種事務※予防接種法附則第7条第1項に規定される新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大和市は、予防接種事務(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に限る。)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	健康管理システム(予防接種) 宛名システム 統合用宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(予防接種) 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和5年4月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報 ファイル名	予防接種ファイル	新型コロナウイルスワクチン接種記録		
令和5年4月21日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記 録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第19条第3号(本人からの提供) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記 録システムを用いた情報提供・照会のみ)		
令和5年4月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17 項、18項、19項(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二16の2項、3項 (情報提供)	・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17 項、18項、19項(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二16の2項、16の 3項(情報提供)		